

山バス第113号  
平成28年11月22日

会員事業者 各位

公益社団法人山口県バス協会  
会長 河内 秀夫

「貸切バス事業者の運転者に対して行う指導及び監督の指針」  
の一部改正等について

平素は当協会の業務にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別紙官報掲載のとおり、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部が改正され、また、「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」が制定されましたので通知します。

なお、改正概要は下記のとおりです。

記

1. 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部改正
  - ① 新たに雇い入れた運転者（初任運転者）等への指導において、20時間以上の実技訓練の義務付け、実技訓練以外の指導（座学）時間の延長（6時間→10時間）等を行います。
  - ② 運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分（大型・中型等）の貸切バスを運転させる場合に、初任運転者等と同様の実技訓練を義務付けます。
  - ③ 一般的な指導・監督の内容として、安全性の向上を図るための装置（ASV装置）を備える貸切バスの適切な運転方法等を追加します。
  - ④ ドライブレコーダーの装置及びこれによる映像の記録や当該記録を活用した指導・監督を義務付けます。

2. 「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」の制定

貸切バス事業者がドライブレコーダーにより記録すべき情報(車両前方の映像等)やドライブレコーダーの性能要件(カメラの撮影可能範囲・解像度等)の詳細を定めます。

3. 今後のスケジュール

公布：平成28年11月17日

施行：平成28年12月1日(1. ①～③)

平成29年12月1日(1. ④、2.)

〇国土交通省長令第134号(平成28年11月17日)
国土交通省長令第134号(平成28年11月17日)
国土交通省長令第134号(平成28年11月17日)

国土交通大臣 田村 祐一

(総則)

第一条 一般貸切旅客自動車運送事業者が、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第1項及び第2項の規定に基づきその事業用自動車の運転者に対して指導監督及び特別な指導(以下「指導監督等」という。)を実施する際にドライブレコーダーにより記録すべき情報及び当該実施の際に使用すべきドライブレコーダーの性能要件に関しては、この告示の定めるところによる。

(記録する映像等)

第二条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に運転者が乗務している間、及び指導監督等において自動車を運転者が運転している間は、次条から第10条までの規定に適合するドライブレコーダーにより、次の各号に掲げる事項(第4号に掲げる事項にあつては、第6条の規定に適合する加速度記録計を備える場合に限る。)に係る情報を記録するものとする。

- 一 自動車の前方の映像(運転者席より前方であつて車両中心線付近に備え付けられた次条の前方用カメラにより撮影される自動車の進行方向の映像をいう。)
- 二 自動車の運転者等の映像(第4条の運転者用カメラにより撮影される運転者の挙動、姿態、顔面及びかじり取ハンドル等の映像をいう。以下同じ。)
- 三 自動車の瞬間速度
- 四 自動車の加速度(道路に平行な平面における自動車の進行方向、当該平面における自動車の進行方向と直交する方向及び当該平面に直交する方向(以下「3方向」という。)の加速度をいう。以下同じ。)
- 五 警報音(車線逸脱警報装置その他の当該自動車に備え付けられている装置が安全を確保するために運転者に対して発する警報音をいう。以下同じ。)
- 六 日付及び時刻

第三条 トライブレコーダーは、次に掲げる要件を満たす前方用カメラを備えたものでなければならぬ。

- 一 水平面上に備え付けた場合に、左右にそれぞれ50度以上、上下にそれぞれ35度以上の角度の範囲を撮影できること。
- 二 640×480ドット以上の解像度で映像を記録できること。
- 三 夜間(日没時から日出時まで)の時間をいう。以下同じ。)において前照灯その他の灯火をつけた状態で、指導監督等の実施に支障がない程度に映像を記録できること。
- 四 0.1秒に1回以上の頻度で映像を記録できること。

第四条 トライブレコーダーは、次に掲げる要件を満たす運転者用カメラを備えたものでなければならぬ。

- 一 夜間でも指導監督等の実施に支障がない程度に自動車の運転者等の映像を記録できること。
- 二 0.2秒に1回以上の頻度で映像を記録できること。

(瞬間速度記録計)

第五条 トライブレコーダーは、瞬間速度の記録の分解能が2.5km/h以下であつて、かつ、0.5秒に1回以上の頻度で瞬間速度を記録できる瞬間速度記録計を備えたものでなければならぬ。

瞬間速度 (km/h)	速度表示の許容誤差 (km/h)
40	±3.0
60	±3.0
80	±3.5
100	±4.5

(加速度記録計等)

第六条 トライブレコーダーは、次に掲げる要件を満たす加速度記録計を備えたものとする。
一 3方向のいずれかにおいて2.5m/s<sup>2</sup>以上の加速度が発生した場合に検知できる精度を有すること。

- 二 加速度の記録の分解能は、0.5m/s<sup>2</sup>以下であること。
- 三 0.1秒に1回以上の頻度で加速度を記録できること。
- 四 前項の加速度記録計を備えるドライブレコーダーは、一般貸切旅客自動車運送事業者があらかじめ設定した値又は2.5m/s<sup>2</sup>のいずれか大きい数値以上の加速度を検知した場合には、その前後10秒以上の期間における第2条第1項の情報の記録を容易に抽出できる機能を備えたものでなければならぬ。

(録音機)

第七条 トライブレコーダーは、警報音を記録できる録音機を備えたものでなければならぬ。

(日付及び時刻記録計)

第八条 トライブレコーダーは、日付及び時刻を記録できるものでなければならぬ。

第九条 トライブレコーダーは、当該ドライブレコーダーにおいて日付又は時刻の変更を行った場合に、その履歴を記録できる機能を備えたものでなければならぬ。

(記録装置等)

第十条 トライブレコーダーは、第2条第1項の情報を連続して24時間以上記録できる記録媒体を備えたものでなければならぬ。

ドライブレコーダーは、記録媒体が装着されていないこと等により適切な記録が行われない状態で自動車が走行した場合にあつては、その旨を灯火、音声その他の手段により運転者に伝達する機能を備えたものでなければならぬ。

ドライブレコーダーは、第1項の記録媒体に記録されている情報の改ざん防止のため、外部からの書き込み、消去等の処理を防止する機能を備えたものでなければならぬ。

(耐久性)

第十條 トライブレコーダーは、堅ろうであり、かつ、振動、衝撃等により容易に機能を停止しないものでなければならぬ。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項の規定による登録を受けた自動車に備え付けられているドライブレコーダーについては、平成31年11月30日までの間、この告示の規定は適用しない。

3 施行日前に道路運送車両法第7条第1項の規定による登録を受けた自動車に備え付けられているドライブレコーダーであって第2条第1項の情報を記録するものについては、平成31年12月1日から平成36年11月30日までの間、第3条第1項第1号、第2号及び第4号、第4条第2号、第5条、第6条並びに第8条第2項の規定については、適用しない。

○国土交通省告示第1344号 国土交通省告示第1344号 国土交通省告示第1344号 国土交通省告示第1344号 国土交通省告示第1344号

国土交通省告示第1344号 国土交通省告示第1344号 国土交通省告示第1344号 国土交通省告示第1344号 国土交通省告示第1344号

内	容	時	間
①	<p>事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全の確保に関する法令等 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するため道路運 送法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項(貸切バスの 運転者に対しては、運行指示書の遵守を含む。)を再確認させる。</p>	貸切バス以外の一般 旅客自動車運送事業 の事業用自動車(以 下「一般旅客自動車」 という。)及び特定旅	

② 交通事故の事例の分析に基づき再発防止対策  
交通事故の事例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問  
題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事  
項を理解させる。

③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへ  
の対処方法  
交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要  
因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながらないよう  
にするための対処方法を指導する。

④ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項  
旅客自動車運送事業者の業務の態様及び運転者の業務の状況等に  
応じてシートベルトの着用を徹底させることその他他の事業用自動  
車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を  
指導する。

⑤ 危険の予測及び回避  
危険予知訓練の手法等を用いて、道路、交通及び旅客の状況に  
応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避  
するための運転方法等を運転者が自ら考えよう指導する。また、  
貸切バスの運転者については、当該運転者が実際に運転する事業用  
自動車と同一の車種区分の自動車を停止状態で用いて、制動装置の  
急な操作の方法について指導する。

⑥ 安全運転の実技  
実際に運行する可能性のある経路(高速道路、坂道、隘路、市街  
地等)において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏ま  
え、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動  
車を運転させ、安全な運転方法を添乗等(貸切バスの運転者にあつ  
ては、添乗)により指導する。

国土交通省告示第1344号 国土交通省告示第1344号 国土交通省告示第1344号 国土交通省告示第1344号 国土交通省告示第1344号

内	容	時	間
①	<p>事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交 通ルール等(貸切バスの運転者については、運行指示書の遵守のため の基本的な心構えを習得させる。</p>	貸切バス以外の一般 旅客自動車運送事業 の事業用自動車(以 下「一般旅客自動車」 という。)及び特定旅	
②	<p>事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 事業用自動車の基本的な構造及び法隆の概要及び適合バス又は貸 切バス等の運転者にあつては、車高、視野、死角及び方法等を他の 車両との差異を理解させることにも、者にあつては、当該運転者が実 際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車をを用いて指導 する。</p>	貸切バス以外の一般 旅客自動車運送事業 の事業用自動車(以 下「一般旅客自動車」 という。)及び特定旅	
③	<p>運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 旅客自動車運送事業者の業務の態様及び運転者の業務の状況等に 応じて、シートベルトの着用を徹底させることその他他の事業用自動 車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を 指導する。</p>	貸切バス以外の一般 旅客自動車運送事業 の事業用自動車(以 下「一般旅客自動車」 という。)及び特定旅	

客自動車の運転者  
に対しては、①から⑤  
までについて合計6  
時間以上実施するこ  
と。⑥については、  
可能な限り実施する  
ことが望ましい。

<p>④ 危険の予測及び回避</p> <p>道路、交通及び旅客の状況の中に含まれる交通事故につながるおそれのある危険を理解させるとともに、それを回避するための後述の方法等を指導する。また、貸切バスと同一の車種区分の自動車を停止状態で用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。</p>	<p>⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法</p> <p>安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスを運転する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の原因となつた事例を説明することにより、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。</p>
<p>⑥ 安全運転の実技</p> <p>実際に運行する可能性のある経路（高速道路、坂道、隘路、市街地等）において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間等を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等（貸切バスの運転者にあつては、添乗）により指導する。</p>	

乗切バス(以下「乗切バス」という。)

(3) 初任運転者以外の者であつて、直近 1 年間に当該一般貸切旅客自動車運送事業者において運転の経験（実技の指導を受けた経験を含む。）のある貸切バスより大型の車種区分の貸切バスに乗務しようとする運転者（以下「準初任運転者」という。）

(2)に規定する特別な指導の内容のうち、少なくとも④（制動装置の急な操作に関する内容に限る。）及び⑥について実施することとし、実施時間は、⑥について20時間以上、その他については当該一般貸切旅客自動車運送事業者において同様の内容を初任運転者に対して実施する時間と同程度以上の時間とする。

乗切バス(以下「乗切バス」という。)

③ 準初任運転者

直近 1 年間に当該一般貸切旅客自動車運送事業者において運転の経験（実技の指導を受けた経験を含む。）のある貸切バスより大型の車種区分の貸切バスに乗務する前に実施する。

乗切バス(以下「乗切バス」という。)

乗切バス(以下「乗切バス」という。)

乗切バス(以下「乗切バス」という。)

乗切バス(以下「乗切バス」という。)

乗切バス(以下「乗切バス」という。)

① 事業用自動車運送事業者による指導及び監督の内容

旅客自動車運送事業者は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させるとともに、事業用自動車による交通事故(道路交通法(昭和35年法律第105号)第67条第2項に規定する交通事故をいう。以下同じ。)が社会に与え

る影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさ等を理解させ、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の横断となることが使命であることを理解させる。

② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

道路運送法に基づき運転者が遵守すべき事項（貸切バスの運転者にあつては、運行指示書の遵守を含む。）及び交通ルール等を理解させるとともに、これらを遵守した安全な運転方法について、これらから逸脱した運転方法に起因する交通事故の事例を説明すること等により、確認させる。

③ 事業用自動車の構造上の特性

事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。）及び制動距離等を確認させるとともに、これら把握していなかつたことに起因する交通事故の事例を説明すること等により、事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる。

④ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項

加速装置、制動装置及び及び取装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明すること等によりこれらの装置の急な操作を可能な限り避けること及びシートベルトが備えられた座席においてはシートベルトの着用を徹底させること等乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

⑤ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

乗降の際の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客の状況に注意して当該装置を適切に操作すること等の必要性を理解させる。また、このほか、周囲の道路及び交通の状況に注意して安全な位置に停車させること及び旅客の状況に注意して発車させること等旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

⑥ 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況

乗切バスの運転者にあつては主として運行する路線、貸切バス及び特定旅客自動車運送事業者の事業用自動車（以下「特定旅客自動車」という。）の運転者にあつては主として運行する経路、一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車（以下「ハイヤー・タクシー」という。）の運転者にあつては営業区域における主な道路及び交通の状況をあらかじめ把握させるよう指導するとともに、これらの状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するため留意すべき事項を指導する。この場合、交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあつたと認識した事例（いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」）を説明すること等により運転者に理解させる。

⑦ 危険の予測及び回避

加速装置、制動装置及び及び取装置の急な操作を行うことにより旅客が転倒する等の危険、乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれる等の危険、右左折時における内輪差及び内輪差、後方及び左側方の視界の制約、旅客の指示があつたとき又は旅客を乗車させようとするときの急な道路変更又は停止に伴う危険等の事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険について、危険予知訓練の手法等を用いて理解させるとともに、必要な技能を習得させる。また、危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起の手法として、必要に応じて、指差し呼称及び安全呼称を活用する。さらに、貸切バスの運転者にあつては、緊急時における制動装置の急な操作に係る技能の維持のため、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分（大型車（長さ9メートル以上又は乗車定員51人以上の車両をいう。以下同じ。）、中型車（大型車及び小型車（長さ7メートル以下であり、かつ、乗車定員30人以下の車両をいう。以下同じ。）以外の車両をいう。）及び小型車の別をいう。以下同じ。）の自動車を停止状態で用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。



平成 28 年 11 月 17 日

自動車局安全政策課

## **貸切バスの安心・安全な運行のため、運転者への指導・監督を強化します** ～貸切バス事業者の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正等について～

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討が行われ、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。

そのうち、初任運転者等に対する実技訓練の義務付け、ドライブレコーダーの装着、これによる映像の記録・保存等の義務付け等について、以下の告示改正等を行います。

### **1. 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部改正**

- ①新たに雇い入れた運転者（初任運転者）等への指導において、20 時間以上の実技訓練の義務付け、実技訓練以外の指導（座学）時間の延長（6 時間→10 時間）等を行います。
- ②運転者に直近 1 年間に乗務していなかった車種区分（大型・中型等）の貸切バスを運転させる場合に、初任運転者等と同様の実技訓練を義務付けます。
- ③一般的な指導・監督の内容として、安全性の向上を図るための装置（ASV 装置）を備える貸切バスの適切な運転方法等を追加します。
- ④ドライブレコーダーの装着及びこれによる映像の記録や当該記録を活用した指導・監督を義務付けます。

（改正内容の詳細：<http://www.mlit.go.jp/common/001149198.pdf>）

また、この指導及び監督を事業者が円滑に行えるよう、実施マニュアルを改訂し、周知します。

（実施マニュアル：[http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03safety/resource/data/bus\\_honpen.pdf](http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03safety/resource/data/bus_honpen.pdf)）

### **2. 「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」の制定**

貸切バス事業者がドライブレコーダーにより記録すべき情報（車両前方の映像等）やドライブレコーダーの性能要件（カメラの撮影可能範囲・解像度等）の詳細を定めます。

（要件等の詳細：<http://www.mlit.go.jp/common/001144586.pdf>）

### **3. 今後のスケジュール**

公 布 : 平成 28 年 11 月 17 日

施 行 : 平成 28 年 12 月 1 日（1. ①～③）、平成 29 年 12 月 1 日（1. ④、2.）

#### **【問い合わせ先】**

国土交通省自動車局安全政策課 鈴木、櫻井（1. 関係）、秋山、濱田（2. 関係）

TEL : 03-5253-8111（内線 41624、41625）03-5253-8566（直通） FAX : 03-5253-1636